



Title	重層する統合の夢：シャンから問いなおすミャンマーの「民族団結」
Author(s)	菊池, 泰平
Citation	大阪大学, 2026, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/105491
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (菊 池 泰 平)

論文題名 重層する統合の夢: シャンから問いなおすミャンマーの「民族団結」

論文内容の要旨

本稿は、ミャンマーにおける連邦制の起源とその変容を、同国の最大少数民族であるシャンの視点から歴史的に再検討するものである。ミャンマー現代史において、1947年のパンロン会議や同年のミャンマー連邦憲法は、建国の父アウンサンと少数民族指導者たちが「民族団結」を誓った神話的な起点として位置づけられてきた。しかし、その具体的な合意形成過程や、「連邦制」が意味した実質的な内容については、後世の政治的文脈によって覆い隠され、曖昧な点が残されている。とりわけ、会議を主催したシャン側の論理、すなわち彼らがなぜ連邦制を希求し、その過程でいかなる困難に直面したのかという内在的な視点は、これまで十分に顧みられてこなかった。

そこで本稿は、なぜシャンから連邦制の議論が興ったのかという基本的な問いを出発点とし、以下の2つの課題に取り組む。第1に、パンロン会議および連邦制形成の歴史を、シャンの領主や平民活動家たちの動向を中心に再構築することである。第2に、国軍主導の中央政府がいかにして歴史解釈を変容させ、自らの統治を正当化するためにシャンの歴史叙述を利用してきたかを分析することである。本研究では、大英図書館所蔵の植民地行政文書に加え、タトン領主サオ・クンチや平民活動家タウンジー・トゥンミンらが記した政治パンフレット、および関係者の回想録を主要な史料として用いることで、行政官の視点に偏りがちな公文書の限界を補完し、多角的な視点から当時の政治交渉の実態に迫る。

本稿の構成と各章の要点は以下の通りである。

第1章では、近現代のシャン＝ビルマ間関係を考察する前提として、前近代における両者の関わりを検討する。シャン地域には「ムン」と呼ばれるタイ系の盆地国家群が点在し、それらを「ソーブワー」と呼ばれる領主が統治していた。これらの国家群は、13世紀以降、ビルマ王朝との間で近接と離反を繰り返しながらも、コンバウン朝時代には朝貢関係や通婚、軍役を通じて関係を強化させていった。しかし、19世紀後半のイギリスによる植民地化は、この緩やかな紐帯を断ち切るものであった。イギリスはシャン地域を明確な領域として定義し、間接統治を敷くことで、シャンとビルマの間に制度的な障壁を設けた。これにより、シャンにとってビルマ平野部の政体は一時的に後景化することとなった。

第2章では、植民地期におけるタトン領主サオ・クンチの政治的役割と、彼が提唱した連邦論の先駆的意義を明らかにする。1922年の「連合シャン諸州」の設置は、領主たちに領域的なまとまりを意識させたが、1930年代に生じたインド帝国からのビルマの分離をめぐる議論に際して、多くの領主はイギリス統治のもとで自治権の拡大を望んだ。これに対し、クンチは他の領主たちの態度を批判し、大英帝国の枠組みの下でビルマ本土との連合を訴えつつ、同時にシャンの政治的自立を模索した。クンチは、シャンが政治経済的に自立するためには、まずシャン内部の平民を含めた団結（内的統合）が必要であり、その上で対等な立場でビルマと連合する（外的統合）べきだと説いた。彼の「ミャンマー合衆国」構想は、後の連邦制議論の先駆けとなるものであったが、1935年ビルマ統治法による「分割統治」の継続により、その実現は阻まれた。

第3章では、第二次世界大戦後の復興期から独立前夜にかけての政治交渉の実態を解明する。1945年以降、イギリスの撤退が現実味を帯びる中で、シャン地域では自治のあり方をめぐる議論が再燃した。領主たちは「シャン諸州ソーブワー評議会」を結成して自治権の拡大を目指し、一方でティンエーやトゥンミンら平民活動家たちは「シャン州自由連盟（SSFL）」を組織して封建制の打倒とビルマ本土との即時統合を掲げた。1946年の第1次パンロン会議は、当初はこうしたシャン内部の諸問題を協議する場であったが、1947年の第2次パンロン会議においては、アウンサンらビルマ側指導者の主導により、独立に向けた「民族団結」を確認する場へと変容した。本章では、ロンドン会談を経て焦燥を深めるビルマ側と、自治権の確約を求めるシャン側との間の駆け引きを詳細に追い、結果として結ばれたパンロン協定が、ビルマ側の即時独立という要請を優先し、シャンの求めた詳細な制度設計を先送りする妥協の産物であったことを明らかにする。

第4章では、制憲議会における具体的な争点をシャンの立場から再構成する。パンロン会議を経て、シャン人た

ちは初めてビルマ側の政治に直接参加することになったが、そこで最大の焦点となったのは、シャン州内部の権力構造、すなわち領主制の扱いであった。憲法起草委員会において、平民活動家たちは領主制の即時廃止を訴え、領主が議席を持つことは「利益を伴う役職」の兼職禁止規定に抵触すると主張した。しかし、独立を急ぐウー・ヌら反ファシスト人民自由連盟（AFPFL）の指導部は、領主層の離反による連邦崩壊を恐れ、この対立を調停した。その結果、1947年に制定された憲法には、シャン州選出の民族院議員を領主のみに限定するという、民主主義の原則とは矛盾する規定が盛り込まれた。これは、ビルマとの外部統合を優先するために、シャン内部の統合（領主制の廃止と民主化）が犠牲にされた瞬間であった。

第5章では、独立後の「フェデラルムーブメント（連邦主義運動）」の展開と、その挫折を論じる。独立後、中央集権的な国家運営と地方への不十分な予算配分に対し、シャン州では不満が高まっていた。1950年代末に領主制が廃止された後、トゥンミンら平民政治家と一部の元領主たちは連携し、1961年に『シャン州勧告書』をまとめた。彼らは、ミャンマー本土（ビルマ族地域）も1つの「州」として規定し、各州が対等な権限を持つ「本当の連邦制」への憲法改正を訴えた。しかし、1962年にクーデタを起こしたネウウィン率いる国軍は、この要求を「連邦を解体しようとする分離主義運動」と断じ、武力で弾圧した。本章では、『シャン州勧告書』が目指したものが国家の分裂ではなく、政治的・経済的な平等の実現による統合の強化であったことを示し、国軍がいかにして「連邦全体の利益」というレトリックを用いて、正当な自治権要求を封殺したかを明らかにする。

第6章では、1962年以降の軍事政権下における公定史の形成過程を考察する。ビルマ社会主義計画党（BSPP）や後の国家法秩序回復評議会（SLORC）は、自らの統治の正統性を主張するために、「民族団結」の物語を必要とした。その際、彼らはパンロン会議を神聖視し、シャン州自由連盟などの活動を「封建領主に抵抗し、中央との団結を望んだ模範的な人々」として描いた。本章では、トゥンミンらシャン人活動家の著作や言説がいかにかに恣意的に「つまみ食い」され、彼らが本来訴えていた「大ビルマ族主義への批判」や「本当の連邦制への渴望」という核心部分が捨象されていったかを解明する。こうして形成された「民族団結史像」は、シャンとビルマの間にある歴史認識の決定的な「ズレ」を固定化させることになった。

以上の分析を通じて本稿が導き出す結論は、シャンにとっての「連邦」とは、単一の課題ではなく、常に2つの異なる統合の問題を内包していたという点である。1つは、多数の藩に分立し、領主と平民という身分対立を抱えたシャン社会をいかに統合するかというシャン領域の内部統合であり、もう1つは、そのシャン領域が圧倒的な人口と国力を持つビルマ平野部の国家とどのような関係を結ぶかというミャンマー領域との外部統合である。

サオ・クンチの初期の構想から、独立前夜の政治交渉、そして独立後のフェデラルムーブメントに至るまで、シャンの人々は時代ごとの制約の中でこの二重の課題に苦闘し続けてきた。彼らが「連邦制」に求めたのは、単なる地方分権ではなく、この複雑な方程式を解くための、ビルマ平野部との共存の知恵であった。しかし、そうした営みは、独立を急ぐ中央政府の政治的妥協や、その後の軍事政権が掲げる「原住諸民族の団結」というスローガンの下で換骨奪胎され、その本来の理念は見失われてしまったのである。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (菊 池 泰 平)			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	准教授	池田 一人
	副 査	教授	村上 忠良
	副 査	教授	菅原 由美
	副 査	教授	宮脇 聡史
	副 査	名誉教授 (愛知大学)	伊東 利勝

論文審査の結果の要旨

本論文は、1948年に独立した多民族国家ミャンマーにおいて最大の少数民族とされるシャンの視点から、ミャンマー国民統合とシャン民族統合という、重層しときに相剋する2つの「統合の夢」の政治過程を論じたミャンマー民族政治の近現代史である。

ミャンマーは独立以来、民族問題に苛まされ国民統合に成功しているとは言い難いものの、1947年の憲法制定の前提となったシャン州パンロンにおける会議と協定を「諸民族団結」の神話の起点とする公定史観が内外に定着している。ビルマ・ナショナリストが作り出したこの歴史観に疑義が呈しうるわけであるが、第一にシャンの藩王（領主）らがパンロン会議のホストであったこと、第二にこの民族団結史像がシャン政治家らの著作群に大きく依存していることという2点において、シャン民族の政治過程の解明はこの疑義の検証において格別な位置を占める。シャンの視点からこのパンロン会議と協定の成立過程を見直すと何が見えてくるのか。同様にシャンから見ると公定史観によって粉飾されてきた民族団結像、その具体相である連邦制の交渉過程はどう捉え直すべきか。そしてさらに、かように歪んだパンロン会議像と民族団結史観はなぜどのように生まれてきたのか。

すなわち本論文の課題は、第一に、従来ビルマ・ナショナリスト側から一元的に解釈されてきたパンロン会議と連邦制に関する議論の形成過程を、シャンの領主や平民活動家の動向を中心に再構成することである。第二に、ビルマ・ナショナリスト政権がいかにパンロン会議と民族団結・連邦制に関する理解を形成し、そしてシャン側の歴史資料を利用してその歴史解釈を変容させて取り込んできたかを明らかにすることである。

第1章では、前近代からのミャンマー世界におけるシャンの位置付け、わけでもエーヤワディー流域の低地ビルマ王権とシャン諸藩王国との歴史的関係を概観する。シャン地方はミャンマー世界の東北高地に位置し、その主要民族はタイ系言語をはなすシャン民族であるが、ほかにもモン＝クメール系のパラウン、チベット＝ビルマ系のインダーやダヌ、ジンポーなど、多様な民族が混住してきた。前近代の王朝期には、盆地ごとに中小の藩王国が併立しビルマ王権と個別の朝貢関係を持っていたが、コンバウン朝期後半には反乱と征伐の不安定な関係も見られた。19世紀の3度の英緬戦争によって英国がビルマ王権を征服して中央平原部を直接統治地域とすると（管区ビルマ）、シャンを含む周縁山岳地域については従来の首長を温存し、これを介した間接統治地域とした（辺境地域）。英植民地支配を受けた藩王層には近代的な民族意識が萌芽し、低地ビルマとの関係は後景に退く。

第2章は、20世紀に入ってシャン地方が英政庁によって南北シャン州という新しい行政区に再編され、シャン領主にも新たな自己意識に基づいてビルマとの関係性を捉え直す動きが出現したことが語られる。タトン藩サオ・クンチが著した先駆的なシャン連邦論が分析の対象である。1930年代、大英帝国インドの一州から直轄植民地への格上げを求める印緬分離論争が、管区ビルマでのナショナリズム運動の中心的な課題となった。これを背景に、クンチはほかの領主たちの保身的な態度を批判しつつ「ミャンマー合衆国」構想を提起し、シャンとしての統合とともにビルマと対等に連合を模索する議論を展開した。

第3章では、本論文の主要対象であるパンロン会議もまた、以上のようなシャン内部の統合という自発的な要請に端を発した、領主たち主催の会議として1946年3月に第1回が開催されていたことが論じられる。もとより翌1947年にも第2回の開催が、従前からのシャン統合問題を継続議題として予定されていた。ところが、日本占領期（1942-45）ににわかにミャンマー独立運動の旗手として躍り出たタキン党とその指導者アウンサンは、同年冒頭のロンドン会議でのアウンサン＝アトリー協定によって1年以内のミャンマー独立という条件を勝ち取り、管区ビルマと辺境

地域の統合という最大の課題解決を念頭に、ちょうど開催されることになっていた第2回パンロン会議に乗り込んできた。こうしてシャン自身の民族統合という議題は傍に迫いやられ、辺境地域と管区ビルマの統合、すなわちアウンサンらの夢想する独立ミャンマーの国民統合という課題にパンロン会議は「乗っ取られ」た。そのみならず、これを機にシャンの平民活動家がタキン党と強く連携することによって、シャン藩王層との決定的な分裂をあらわにして、シャン自身の民族統合は危機的な段階を迎えることとなった。

第4章で論じられるのは、同年後半に急拵えで作られる1947年憲法のシャン条項の交渉をめぐって、シャン内部の統合が分解していく過程である。タキンとの連携を通じて発言力を高めたシャンの平民活動家たちの組織は領主制の廃止を訴えたが、独立を急ぐタキンらは両者を仲裁する。ビルマ民族との外的統合を優先した結果、シャン内部の民主化という内的統合が犠牲にされることとなったと評価される。

第5章は、ミャンマー独立後のシャンの動向を追いつつ、1950年代末には領主たちが行政権を放棄して、伝統的な藩王中心の統治構造からの脱却が実現し、新しいシャンの内部統合の運動が生まれようとしていたことを論じる。領主制の廃止後、タキンらによるビルマ民族中心主義的な体制内での自治拡大を模索し続けた一部の旧領主たちと、領主制批判を展開してきた平民活動家たちが合流する。かつて対立していた両勢力が、中央政府による集権化という共通の脅威を前に連携し、1961年の「シャン州勧告書」の作成へと至る。彼らが求めていたのは、1947年憲法の不備を正し、各州が対等な権限を持つ「本当の連邦制」の確立であった。しかし、この連邦運動は1962年の軍事クーデターによって潰えてしまうことになる。

以上のように本論文の第1の課題は第5章までの紙片を費やして語られ、第6章で第2課題である公定史におけるパンロン神話の形成過程が検討されている。1962年以降の軍事政権は、ネーウィンによるビルマ社会主義計画党（BSPP）政権も、1988年民主化運動以降に成立する国家治安回復評議会（SLORC）政権も、みずからの統治を正当化するために積極的にパンロン会議の民族団結史像を利用した。そこでは、シャン平民活動家のいくつかの著作、わけでもトゥンミンの著作が流用されている。彼の著作群が、軍事政権のプロパガンダを含んだ歴史研究や政府公刊物にどのように利用されているのかという詳細な検討を通じて、トゥンミンのビルマ民族中心主義批判を換骨奪胎して、軍政に都合のよい論に組み替えられていることを実証的に論じた。

本論文に対する批評は主として以下の3点にまとめることができよう。第一に、議論の構成として、シャンの内部統合（民族統合）とミャンマーとの外部統合（国民統合）の政治史という主軸がときに不鮮明になって、下位次元に属する連邦制の議論と混線するきらいがある。第二に、分析対象のシャン藩王の政治的背景がいかなる伝統的な統治構造から発したものであるのか説明に不足があり、第1章において王朝期から植民地期にかけての彼らの存在様態にもっと踏み込んで叙述するべきであった。第三に、第2課題を論ずる第6章について、5章までの内容との重複があり論が整理しきれておらず、5章が範囲とした1962年までの叙述を超えて1980年代までを論じながら、ビルマ民族の政権側の捉え方が平板になってしまっている。

以上のような不足・不備を含みながらも、ミャンマー研究において成し得た貢献は賞賛に値する。第一に、必ずしも学術的に相対化が進んでこなかったパンロン会議／協定の位置付けを、シャンの立場から実証的に捉え直すことができた。第二に、当事者のミャンマー社会のみならずミャンマー史学が相対化に成功していない民族団結史観について、その史的構築過程の一端を論証し得た。以上のような到達は、申請者のビルマ語を中心とした史資料に対する高度な読解力、ミャンマー史の広くて深い知識、高度な論理構成力によって成し得た。以上の諸点を鑑みて、審査委員会は博士の学位を授与するに値する論文であると意見で一致した。